

編集発行人 税理士 細見 秀樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税

### ★ 平成28年税制改正(法人関係)

Q. 平成28年度の法人関係の税制改正は、どのようなものがありますか？

A. 平成28年の法人関係の税制改正には、次のようなものがあります。

①法人税率の段階的引下げ

現行23.9%の税率を平成28年4月1日以後開始事業年度23.4%、平成30年度4月1日以後開始事業年度23.2%に引下げられます

②減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の償却方法が定額法のみになります(定率法は廃止)

③青色欠損金の繰越期間

平成30年4月1日以後開始事業年度に生じた欠損金の繰越期間が9年から10年に期間が伸びます

④地方税率の改正

道府県民税法人税割が3.2%から2.0%に、また市町村民税法人税割が9.7%から6.0%に%(いずれも標準税率)、地方法人税の税率が4.4%から10.3%に変更され、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が廃止されます

⑤企業版ふるさと納税の創設

地方創生推進寄附活用事業に関連する寄附金の20%からその寄附金について法人住民税額から控除される金額を控除した金額とその支出した寄附金の額の10%とのうち、いずれか少ない金額(当期の法人税額の5%を限度)の税額控除ができる制度が創設されました

## 所得税

### ★ 平成28年税制改正(個人関係)

Q. 平成28年度の個人関係の税制改正は、どのようなものがありますか？

A. 平成28年の個人関係の税制改正には、次のようなものがあります。

①空家を譲渡した場合の3,000万円控除

被相続人の居住の用に供していた家屋(昭和56年5月31日以前に建築)及びその敷地を相続により取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲

渡した場合に3,000万円の特別控除が適用できる制度が創設されました

②三世同居改修工事をした場合の所得控除

三世同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度が創設されました

③スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)

検診、予防接種等を受けている個人を対象として、スイッチOTC医薬品の購入費用についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度(医療費控除の控除額計算上の特例措置)が創設されました

④通勤手当の非課税限度額の引上げ

非課税限度額月10万円から15万円に引き上げられました

⑤国立大学法人等への寄附

国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度が創設されました

## そ の 他

### ★ 平成28年税制改正(その他)

Q. 平成28年度のその他の税制改正は、どのようなものがありますか？

A. 平成28年のその他の税制改正には、次のようなものがあります。

①自動車取得税の廃止

平成29年3月31日をもって廃止し、代わりに自動車税等の環境性能割が創設されました

②輸出物品販売場制度の見直し

免税販売の対象となる下限額が改正

- ・一般物品1万円超から5千円以上に
- ・消耗品5千円超から5千円以上に

③クレジットカード納付制度

インターネット上でのクレジットカードによる国税の納付が可能になりました

④加算税制度の見直し

更正予知前にした修正申告に基づく過少申告加算税の割合が0%から5%(期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%)に、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合が5%から10%(納付すべき税額が50万円を超える部分は15%)に改正されました

また期限後申告もしくは修正申告(更正予知のものに限る)又は更正もしくは決定があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間にその期限後申告等に係る税目について無申告加算税又は重加算税を課されたことがあるときは、現行の税率に10%上乗せする改正が行われました

## 贈 与 税

### ★ 相続時精算課税制度活用のポイント

Q. 相続時精算課税制度は、一度選択したらずっと続けなければならないそうですが、ど

ういう人が活用したらいいのですか？

A. 次のような人は、相続時精算課税制度のメリットが受けられるでしょう。

①相続税がかからない人

相続時精算課税制度とは、一定の直系親族間に認められた贈与の特例で、2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、それを超える部分の金額に対して一律20%の税率で贈与税がかかり、その贈与した財産は、相続時に持ち戻しされて相続税の対象に取り込まれる制度です。

したがって、もともと相続税がかからないという人であれば、積極的にこの制度を使うといいでしょう。

②相続税の実効税率が20%以内の人

相続時精算課税制度は、贈与財産のうち2,500万円を超える部分に対して一律20%の税率の贈与税が課せられます。

したがって、相続税がかかる人で、その実効税率が20%以内という人であれば、税金を先に払うか後に払うかという違いはありますが、早い段階で財産の移転ができ、かつ、計画的に贈与が行えるという点で、この制度を活用するメリットがあるといえます。

③相続税の実効税率が20%を超える人

相続税の節税効果はあまりありませんが、収益物件や値上がりが見込まれる財産、相続人に確実に承継させたい財産などの贈与は効果的です。

## 減価償却

### ★ 建物附属設備への資本的支出

Q. 建物附属設備の減価償却方法が変更になるそうですが、建物附属設備にした資本的支出の取扱いはどうなりますか？

A. 建物附属設備と同様に定額法になります。

平成28年度の税制改正で、建物附属設備と構築物の償却方法が改正され、これまでの定率法から定額法に1本化されることとなりました。

この改正は、平成28年4月1日以後取得分から適用されますので、同日以後取得の建物附属設備は定額法となり、同日前までに取得分については、これまでどおりの償却方法を適用することが認められます。

また、定率法を適用している建物附属設備等に資本的支出をした場合は、その建物附属設備等と種類、耐用年数を同じくする新規資産を取得したものとみなして定額法を適用することになります。

なお、減価償却費の償却限度額を計算する場合、資産の種類区分、耐用年数、償却方法が同じ資産について、それぞれで計算した償却限度額の合計額をそれらの資産の償却限度額とする、いわゆるグルーピング計算をしますが、改正前の建物附属設備と改正後の建物附属設備は、償却方法が異なるため、このグルーピングは行えないこととなります。